

環境形成に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と▲▲▲（以下「乙」という。）との間に、令和●年●月●日付第●号公正証書第10条の規定に基づいて、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、兵庫埠頭において良好な環境を形成するため、甲の施策に協力し、かつ、自ら積極的に努めなければならない。

（信義則）

第2条 乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を遵守しなければならない。

（建物等設置規則）

第3条 乙は、建物並びに工作物の設置にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 建物の建築にあたっては、前面道路境界から2メートル以上、隣地境界から1メートル以上のセットバック（壁面又は柱面後退距離）をとること。
- (2) 建物並びに主要門及び門扉等の工作物の計画・設置にあたっては、美観に留意し周囲の環境との調和を図るなどのため、甲と十分協議し、その承認を得なければならない。また、配置、規模、意匠、色彩、使用する材料の材質等について十分配慮しなければならない。
- (3) 道路境界には原則として塀を設置することとし、塀の設置にあたっては、材料は見通しのきく金網等を使用し、かつ、高さは側溝又は歩道天端より概ね1.8メートル（基礎の高さは0.6メートルのコンクリートで転倒のおそれのないもの）とすること。ただし、公害発生のおそれのある施設又は危険物を取り扱う施設の箇所にあつては、これらを防止し得る塀を設けるものとする。
- (4) 屋外広告物は、自己敷地内に設置することとし、美観の確保並びに周囲の環境との調和を図り、その掲示の範囲は乙の名称表示の範囲内とすること。
- (5) 自己の敷地内に十分な駐車スペースを確保することとし、道路上に駐車させ、円滑な交通を妨げないこと。
- (6) 原則として、車両の出入口は1区画（1筆）につき2カ所以内とし、1カ所の幅員は20メートル以内で必要最小限とすること。
- (7) 土地と隣接道路との出入における視距は、十分に確保するものとする。
- (8) 防火施設の設置については、甲と協議し、甲の指示に従うものとする。

（緑化義務）

第4条 乙は、自己敷地内に道路に沿い、有効幅員1メートル以上の緑地を設置し、かつ、自己敷地内に十分な緑地を確保するとともに、緑地には適当な喬木等を植樹しなければならない。

（土地の形状の変更）

第5条 甲が乙に土地を引き渡した後、乙が土地の形状を変更する場合は、甲の承認を得なければならない。

（施工基準の遵守）

第6条 前各条のほか、甲が別途定める工事等施工基準に適合すること。

（雑則）

第7条 この覚書の履行に関し、疑義が生じた場合は甲の解釈によるものとし、定めのない事項の処理については甲乙協議して定めるものとする。